

区長報告第十一号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十一条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を令和三年十二月十七日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和三年十二月二十七日

港区長　武井雅昭

記

一件　　名　　起震車による交通事故に係る損害賠償
二　　損害賠償額　五十七万九千二百五円